

## 古河市普通財産の処分（売払い）に関する公告

古河市普通財産を先着順による随意契約により売払うので、地方自治法施行令第167条の2、古河市公有財産及び物品規則、古河市普通財産（土地）の管理及び処分に関する取扱方針に基づき公告する。

令和8年4月1日

古河市長 針谷力 印

### 1 物件

土地

物件番号	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
R 8—1	古河市古河581番9	宅地	152.86

処分価格 9,780,000円

### 2 申請資格

次のいずれかに該当する者は、公募の申し込み資格者となることができない。

- (1) 自己の所有財産について、現に強制執行の措置を受けた者、及び租税その他公課について滞納がある者。
- (2) 破産者で復権を得ていない者。
- (3) 売買契約を締結する能力を有しない者（成年後見人等）。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって法定代理人の同意を得ている者は除外する。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する市の職員。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途及びこれらに類する業の用に供する者。
- (6) 古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号の規定に該当する人。

- (7) (6) のいずれかに該当する者の依頼を受けて買受けの申込みをしようとする者。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員。
- (9) 市長が買受けの申込みを不適当と認める人。

### 3 申請書の交付等

交付時期：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの土・日・祝日除く  
午前9時00分から午後5時00分まで

交付場所：古河市役所三和庁舎2階 区画整理課  
(ホームページから申請書をダウンロードできます。)

### 4 申請方法

- (1) 申請受付（先着順）※複数人から同日に提出があった場合は抽選とします。
  - ①受付期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（土・日・祝日除く）
  - ②受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
  - ③受付場所 〒306-0198 古河市仁連2065番地  
古河市役所三和庁舎2階 区画整理課

#### (2) 必要書類

【必要書類一覧】	個人	法人
(ア) 普通財産処分申請書（様式第6号）	○	○
(イ) 誓約書（様式2） ※法人の場合（様式2 別紙）に役員全員の氏名等必要事項を記載すること。	○	○
(ウ) 印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の証明書）	○	○ ※法人用
(エ) 住民票	○	—
(オ) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）	—	○ ※法人用

#### (注意事項)

- ※(ウ)～(オ)は、申込日から3か月以内に発行されたものとする。
- ※共同で申込みする場合、(イ)～(オ)の書類は、申込者全員分のものを必要とする。

## 5 契約の締結

- (1) 契約の期限は、原則として契約権者が処分（売払い）決定の事実を知った日から起算して10日以内とする。
- (2) 契約権者が上記期限までに契約を締結しないときは、契約権者の決定を取り消すことができる。
- (3) 契約権者は、売買契約締結の際に、契約権者の費用負担により以下のものを用意する。
  - ①収入印紙（契約書1部貼付用）
  - ②印鑑（実印）

## 6 売払代金の納入

- (1) 契約権者は、下記に掲げるいずれかの方法により、売払代金を納入しなければならない。
  - ①契約の際に売払価格の全額を納入する方法
  - ②契約の際に売払価格の10分の1に相当する金額以上の額を契約保証金として納入し、市指定期日内に、売払価格から契約保証金を差し引いた残額を納入する方法
- (2) 契約権者が売払代金を上記期限までに納入（完納）しないとき、契約保証金は古河市に帰属するものとする。

## 7 所有権移転及び財産の引渡し

- (1) 本件財産の所有権は、契約権者による売払代金の完納をもって古河市から契約権者へ移転する。
- (2) 本件財産の引渡しは、所有権の移転後に行い、本件財産を現状有姿のまま引渡すものとする。
- (3) 契約権者は、収入印紙（所有権移転登記に必要な登録免許税用）を契約権者の負担により古河市に提出する。

※古河市は収入印紙を受領後に契約権者に対して受領証を発行する。
- (4) 所有権移転登記は、古河市が囑託で行う。
- (5) 所有権移転登記の完了後、法務局から交付される登記識別情報通知を古河市から契約権者へ送付する。

※契約権者は上記通知を受領後に古河市に対して受領証を提出する。

## 8 物件調書

- (1) 物件調書は、別紙に定めるとおりとし、申請者は、物件調書及び本件財産の現況を確認し、理解したうえで、申請を行うこと。
- (2) 契約権者は、契約締結後に、契約の内容に適合しないものを発見しても、古河市に対して異議申し立て、損害賠償請求、契約解除、修補等履行の追完請求、売買代金減額請求等の一切の法的請求（契約不適合責任の追及）をすることができないものとする。申請者は、その点を理解したうえで申請や契約締結を行うこととする。

## 9 用途制限

(1) 契約権者は、本件財産について、法令に定めによるものの他、次に掲げる用途に供してはならない。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途及びこれらに類する営業の用途
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反する用途
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

(2) 契約権者は、前述した用途制限の継承義務を負う。

- ①契約権者は、第三者に対して本件財産の売買、贈与、交換、出資等による所有権移転をするときは、前述に定める義務を書面によって継承し、当該第三者に対して前述に定める義務に違反する用途に供してはならない。
- ②契約権者は、第三者に対して本件財産に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して前述に定める義務に違反する用途に供してはならない。

## 10 その他

公告にない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、古河市公有財産及び物品規則古河市契約規則、その他関係法令に基づき処理するものとする。

### お問い合わせ先

古河市役所 都市建設部 区画整理課 計画推進係

電話：0280-76-1511 (代表)

FAX：0280-77-1511

電子メール：kukakuseiri@city.ibaraki-koga.lg.jp

## 売払いスケジュール

公告日 令和8年4月1日(水)  
HP掲載 令和8年4月1日(水)  
広報掲載 令和8年4月号

### 申請受付及び申請書の交付

〈期間〉

令和8年4月1日(水)～  
令和9年3月31日(水)  
(土・日・祝日除く)

〈時間〉

午前9時～午後5時まで

〈場所〉

〒306-0198 古河市仁連2065番地  
古河市役所三和庁舎2階 区画整理課

### 処分(売払い)決定通知

〈通知日〉処分決定決裁後に通知  
(契約締結期限設定)

### 契 約

〈期限〉処分(売払い)決定通知書記載の期日

### 売払代金の納入

- ①契約の際に売払価格の全額を納入、又は
- ②契約の際に売払価格の10分の1に相当する金額以上の額を契約保証金として納入し、市指定期日内に売払価格から契約保証金を差し引いた残額を納入



### 所有権移転登記（古河市が実施）

〈必要書類〉

- ・収入印紙（登録免許税） 買受人負担

※登記完了後に登記識別情報通知を買受人へ交付